

指導行政のポイント

“首席教諭”の導入

菱村 幸彦

大阪府教育委員会は、来年度から府内の公立学校に校長、教頭に次ぐ新たな管理職として、「首席教諭」を置くことを決めた（7月19日付け「産経新聞」）。

戦前は教頭を首席と呼んだ

学校に「首席」が復活するのは、65年ぶりである。というのは、戦前は国民学校が発足するまで教頭に相当する教員を「首席訓導」と呼んでいたからだ（昭和16年の国民学校令に初めて教頭の規定が置かれた）。

大阪府の首席教諭は、教頭ではなく、教頭の下に置かれるポストで、教頭と教職員との間に立って、学校の組織的かつ機動的な運営体制の充実に資する役割を担う。当初、「副教頭」という案もあったが、副教頭では「教頭の下請け的なイメージがある」というので、生徒指導や専門学科など担当業務における教職員のリーダー的な立場が示される「首席」とすることに決めたという。

首席教諭は、33歳から57歳の教諭のなかから、校長の推薦を受け、選考試験を経て府教委が任命する。首席教諭には管理職手当は支給しないが、職務にふさわしい処遇（新2等級の格付け）を行い、一般教職員と差をつける。また、首席の配置は、学校規模を考慮し、小学校で1人、中学・高校で2人、工業高校などの専門高校等で3人をめどに考えているようだ。

首席教諭制は、東京都教育委員会が導入した「主幹制」と同じ趣旨に基づくものである。東京都では、平成15年度から、各学校に複数の「主幹」が配置され、担当する校務について、教頭を補佐し、教諭等を指導・監督する中間管理職としての職務を担っている。主幹には職責に応じた処遇として、特

2級の俸給表が適用されている。

学校にも中間管理職が必要

学校組織に中間管理職的なポストが必要であることは、早くから指摘されてきた。例えば、中央教育審議会の四六答申（昭和46年）は、「校務を分担する必要な職制を定めて校内管理組織を確立すること」を提言し、「教務主任・学年主任・教科主任・生徒指導主任などの管理上、指導上の職制を確立しなければならない」と中間管理職の設置を提言した。

ところが、中教審答申を実施に移す段になって、主任制が政治問題となって紛糾し、最終的にまとまったのが現行の制度である。現行の主任制は、四六答申が提言したような中間管理職ではなく、「連絡調整及び指導、助言」に当たる指導職に限定され、「主任等は、いずれも中間管理職ではない」（事務次官通達）と性格づけられた。

指導職と性格づけられた主任制は、教育指導の面ではそれなりの機能を果たしているものの、学校運営の点では、きわめて不十分な制度である。そこで、地方教育制度のあり方を審議した中教審答申（平成10年）は、学校の自主性・自律性の確立の観点から、学校運営組織の見直しを行う必要があるとして、主任制のあり方の見直しを提言した。

しかし、主任制の見直しは国レベルではまだ行われていない。東京都や広島県は、国に先んじてその見直しに着手し、主幹制を導入したが、今回、これに大阪府の首席教諭制や神奈川県の大規模教諭制が加わるわけで、主任制の見直しは地方主導で本格化しつつあるようだ。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習リソース情報研究センター理事長）

本紙は <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●新刊案内● 菱村幸彦・小松郁夫・若井彌一【編】A5判260頁・定価2625円 教育開発研究所刊

最新課題24論点と小・中・高校別のエクササイズで学校の経営システムを再検討する！

《論点演習》学校経営の刷新

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）